

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年6月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600028号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600013号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を19万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年12月25日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。

しかし、私が所持している賞与明細書により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書及びB農業協同組合から提出された請求者に係る当座性貯金取引明細表により、請求者は、平成15年12月25日にA社から賞与の支給を受け、標準賞与額19万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料につき納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500452号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600012号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を2万8,000円、同年8月2日の標準賞与額を3万4,000円、同年12月1日の標準賞与額を6万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

私が加入していたB厚生年金基金からの連絡により、私が勤務していたA社から支給された賞与のうち一部の賞与について、国の年金記録がないことを知った。調べてみると、他にもA社から支給された賞与で国の年金記録がないことが分かったので、併せて記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の会社分割によって、同社のC部門の分割譲渡を受けたD社から提出されたA社の請求者に係る平成16年3月分、同年7月分及び同年11月分の給与支給明細書及び平成16年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）並びに同社が加入していたB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びにA社の元経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の給与支給明細書

及び賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万8,000円、請求期間②は3万4,000円、請求期間③は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日に係る請求者の賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。